

# 日本で所得税を納めていない場合 (エンジェル税制の適用対象外となる)

## 目次

1. エンジェル税制の適用の前提（日本での所得税の納税）
2. 日本国籍の株主と外国国籍の株主

### 1. エンジェル税制の適用の前提（日本での所得税の納税）

エンジェル税制の優遇措置は日本の所得税の減税措置であるため、エンジェル税制の優遇措置を受ける前提として、**日本で所得税を納めていることが必要**となります。**日本での所得税を納税していない株主が、日本の所得税の減税措置であるエンジェル税制の優遇措置を受けることはできません。**

#### 居住者または恒久的施設を有する非居住者が対象（基準日時点で判定）

居住者…国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人

非居住者…居住者以外の個人

恒久的施設を有する…

- ① 国内に支店、事務所、工場、その他事業を行う一定の場所を有する場合
- ② 国内で建設等の作業または作業の指揮監督の役務の提供を1年を超えて行う場合
- ③ 国内に自己のために契約を締結する代理人等を置く場合

※日本国内に恒久的施設を有するかどうかを判定するに当たっては、形式的に行うのではなく機能的な側面を重視して判定することになります。例えば、事業活動の拠点となっているホテルの一室は、恒久的施設に該当しますが、単なる製品の貯蔵庫は恒久的施設に該当しないことになります。

### 2. 日本国籍の株主と外国国籍の株主

日本国籍の株主であっても、外国に居住しかつ日本に恒久的施設を有さない者がその国で納税している場合にはエンジェル税制対象外となります。

逆に、外国国籍の株主であっても、日本に居住し又は日本に居住しなくても日本に恒久的施設を有する者が日本で所得税を納税している場合にはエンジェル税制の適用が可能となります。